

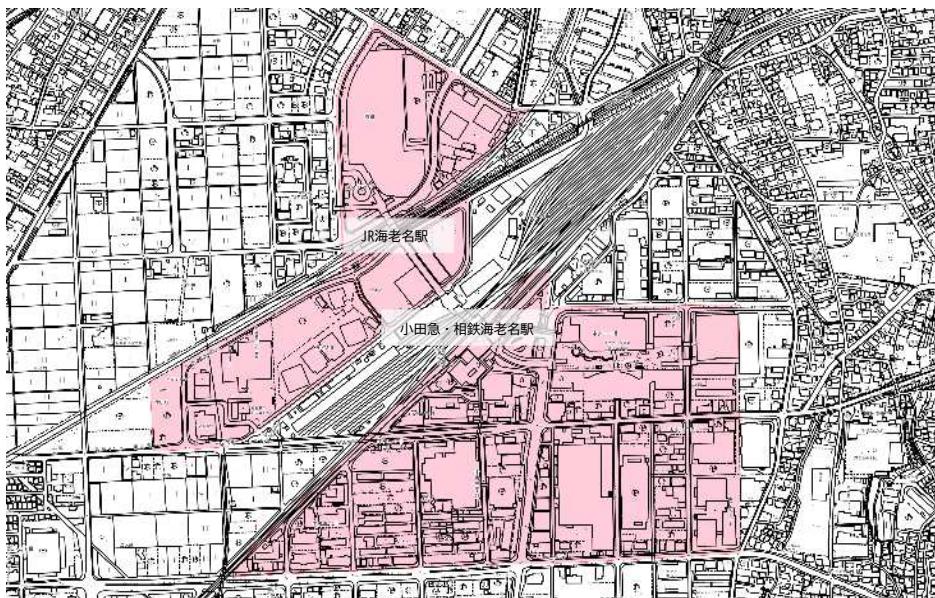
大阪市中央区ビル火災を踏まえた防火安全対策について

令和7年8月18日に大阪市中央区宗右衛門町で発生したビル火災については、様々な考えられる事故原因の一つとして、急速な延焼拡大があったと要因分析され、建築物の外壁に設置された屋外広告物（高さ3m超）が建築基準法第64条の規定に適合せず、不燃材料ではないものが設置されていたことが指摘されています。

類似の火災の発生を防止するため、対象となる屋外広告物の設置事業者におかれましては、建築基準法への適合の重要性をご理解いただき、引き続き、安全管理に努めていただきますようよろしくお願ひします。

海老名市内で対象となる地域（防火地域内）

本市で対象となる地域：中央1丁目、2丁目及び3丁目、めぐみ町、扇町並びに上郷字太田切地内



用途地域が商業地域である
約45haの区域が対象です。

屋外広告物における不燃材料の使用義務について

建築基準法(昭和25年法律第201号)
第64条 防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ三メートルを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。

屋上に設ける屋外広告物（屋上広告塔、屋上広告板）は、
大きさに限らず、不燃材料を使用する

